



ネオdeいりよう

健康プロモート

無解約返戻金型終身医療保険(引受基準緩和型)

# 重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報)

ご契約に関する大切な事項を記載したものです。  
お申込み前に必ずお読みください。

## 掲載内容



### 重要事項説明書(契約概要)…………… P.1

「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。



### 重要事項説明書(注意喚起情報)… P.13

「注意喚起情報」は、お申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

「ご契約のしおり・約款」はネオファースト生命Webサイト内  
(<http://neofirst.co.jp/webcatalog/yakkan/>)にて、ご確認いただけます。



# 重要事項説明書 (契約概要)

- 「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載の支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由・制限事項などの詳細や主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

## 引受保険会社

ネオファースト生命保険株式会社  
〒141-0032  
東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウィズタワー

Webサイト <http://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命保険株式会社  
コンタクトセンター

0120-581-201

受付時間 9:00～19:00(土曜日は17:00まで)  
※日・祝日を除く

## 1 商品のしくみ

「ネオdeいりよう 健康プロモート」の正式名称は「無解約返戻金型終身医療保険(引受基準緩和型)」です。

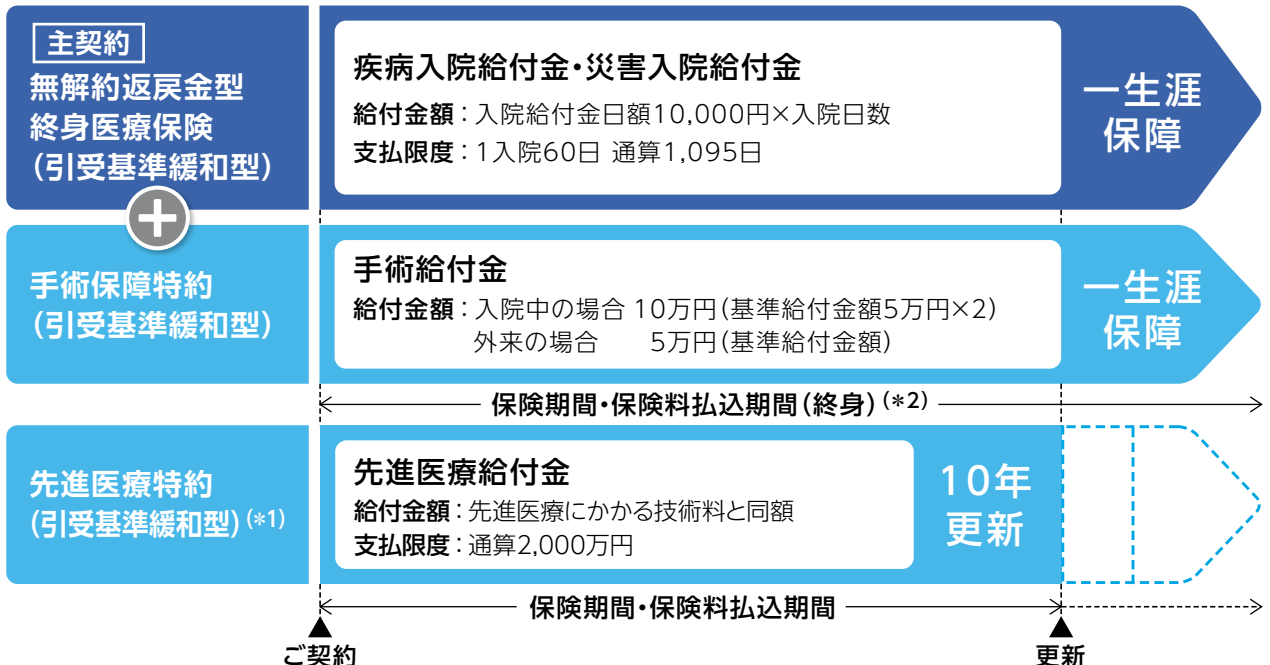
### ポイント

引受基準を緩和した商品のため、引受基準緩和型ではない保険契約と比べ、簡単な告知でお申し込みいただけます。  
病気やケガにより入院されたとき(日帰り入院を含みます)の保障を一生にわたって確保することができます。  
また、ご契約日から5年間、主契約の給付金のお支払いがないなどの場合には、健康割引特則の適用により以後の保険料について割引を受けられます。

❗死亡または高度障害状態に該当した場合の保障はありません。また、保険料払込期間中の解約返戻金もありません。

### 【ご契約例】

付加する特約：手術保障特約(引受基準緩和型)、先進医療特約(引受基準緩和型) 保険期間・保険料払込期間：終身(先進医療特約(引受基準緩和型)は10年更新) 保険料払込方法：月払 保険料払込経路：クレジットカード扱



### 〈更新後の保険料について〉

- ・更新後の保険料は、更新日時時点の被保険者の年齢および保険料率により新たに計算します。
- (\*1) 先進医療特約(引受基準緩和型)は契約年齢0歳～80歳の場合、被保険者の健康状態にかかわらず、保険期間は10年とし、10年ごとに自動的に更新されます。更新時の被保険者の年齢が81歳以上となる場合は、保険期間および保険料払込期間を終身として更新します。
- (\*2) 保険料払込期間については、一定期間で保険料の払込みが満了する「有期払」もご選択いただけます。

※お申し込みいただく保険契約の給付金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、保険料払込方法、保険料払込経路などについては申込書(電磁的方法によるときは申込画面)の該当箇所を必ずご確認ください。



## 本商品は、引受基準緩和型ではないネオファースト生命の医療保険に比べて保険料が割り増しされています。

- 本商品は、引受基準を緩和することにより、健康状態に不安をかかえている方もご加入しやすいように設計された商品です。このためネオファースト生命の無解約返戻金型終身医療保険および付加できる特約に比べて保険料が割り増しされています。
- 持病・既往症の種類や健康状態によってはご契約をお引き受けできない場合があります。なお、入院中の方はご契約をお引き受けできません。
- 健康状態について詳細な告知をいただくことで、この保険より安い保険料でネオファースト生命の医療保険(無解約返戻金型終身医療保険)および付加できる特約にご加入いただける場合があります(ご加入に際し、ご契約に一定の条件を付けさせていただきます場合があります)。



## 健康割引特則について

- 健康割引特則の適用による割り引き後の保険料はご契約日における年齢および保険料率を基準に計算します。
- 健康割引特則の適用後に、ご契約日から5年以内の入院について給付金のご請求があり、この特則の適用条件に該当しないこととなった場合には、この特則の適用はなかったものとして、割り引きのない保険料に改めます。

# 2

## 給付金のお支払い

主契約・特約の責任開始期以後の保険期間中に、被保険者が病気やケガで入院された場合や手術を受けた場合などに給付金をお支払いします。なお、**本商品には死亡または高度障害状態に該当した場合の保障はありません。**保険料払込期間が有期の場合で、保険料払込期間の満了後の保険期間中に被保険者が死亡された場合、主契約の入院給付金日額の10倍と同額の返戻金があります。

### 主契約・付加できる特約の概要・給付金額

本商品で支払われる給付金等は以下のとおりです。**詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。**なお、特約・特則については、ご契約に付加または適用されている場合のみお支払いの対象となります。

主契約 特約・特則	給付金 の種類	支払事由の概要		支払限度		給付金額
				60日型	120日型	
<b>無解約返戻金型</b> <b>終身医療保険</b> <b>(引受基準緩和型)</b> <b>主契約</b>	<b>疾病入院 給付金</b>	三大疾病支払日数限度無制限特則を適用しない場合	病気の治療のために、1日以上入院をしたとき	1入院 60日 通算 1,095日	1入院 120日 通算 1,095日	入院給付金日額 × 入院日数
		三大疾病支払日数限度無制限特則を適用する場合	所定の三大疾病(*)以外の病気の治療のために、1日以上入院をしたとき	1入院 60日 通算 1,095日	1入院 120日 通算 1,095日	
			所定の三大疾病(*)の治療のために、1日以上入院をしたとき	1入院、通算ともに支払日数無制限		
(*) 三大疾病支払日数限度無制限特則の所定の三大疾病とは、がん(上皮内がんを含みます)、心疾患、脳血管疾患をいいます。						
	<b>災害入院 給付金</b>	不慮の事故による傷害の治療を目的として事故の日も含めて180日以内に、治療のために1日以上入院をしたとき		1入院 60日 通算 1,095日	1入院 120日 通算 1,095日	入院給付金日額 × 入院日数
<b>手術保障特約</b> <b>(引受基準緩和型)</b>	<b>手術 給付金</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 病気または傷害の治療のために公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料もしくは放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為、または輸血料の算定対象となる造血幹細胞移植を受けたとき</li> <li>● 所定の骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取手術を受けたとき(責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日より保障開始)</li> </ul>		通算支払回数無制限		<b>【入院中の場合】</b> 基準給付金額 ×2  <b>【外来の場合】</b> 基準給付金額
<b>入院一時給付特約</b> <b>(引受基準緩和型)</b>	<b>入院一時 給付金</b>	疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院をしたとき		通算50回		入院1回につき 入院一時給付金額
<b>通院特約</b> <b>(引受基準緩和型)</b>	<b>通院 給付金</b>	がん(上皮内がんを含みます) <b>以外</b> が原因の場合	主契約の給付金が支払われる入院をし、その退院後180日以内に入院の直接の原因となった病気または傷害の治療を目的として通院したとき	1回の通院対象期間中 30日 通算 1,095日		通院給付金日額 × 通院日数
		がん(上皮内がんを含みます)が原因の場合	主契約の給付金が支払われる入院をし、その退院後5年以内に入院の直接の原因となったがん(上皮内がんを含みます)の治療を目的として通院したとき	1回の通院対象期間中・通算ともに無制限		通院給付金日額 × 通院日数
	<b>通院一時 給付金</b>	通院給付金が支払われる通院をしたとき		1回の通院対象期間中に1回		通院一時給付金額

主契約 特約・特則	給付金 の種類	支払事由の概要	支払限度	給付金額
(引受基準緩和型) がん診断特約	がん診断 給付金	<p>〈初回〉 初めて(責任開始期の直前の5年間を通じて初めて)がん(上皮内がんを含みます)と医師により診断確定されたとき</p> <p>〈2回目以降〉 直前のがん診断給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後、がん(上皮内がんを含みます)の治療を目的として入院を開始したとき</p>	2年に1回 通算支払回数無制限	がん診断給付金額
(引受基準緩和型) 抗がん剤治療特約	抗がん剤 治療 給付金	がん(上皮内がんを含みます)の治療を目的として公的医療保険制度の対象となる所定の抗がん剤治療のために入院または通院をしたとき	月に1回 通算支払回数無制限	抗がん剤治療 給付金額
(引受基準緩和型) 先進医療特約	先進医療 給付金	病気または傷害を直接の原因として所定の先進医療による療養を受けたとき	通算2,000万円	先進医療にかかる 技術料と同額
(引受基準緩和型) 治療保障特約	入院治療 給付金	病気または傷害の治療を目的とした公的医療保険制度における保険給付の対象となる1日以上入院をしたとき	入院治療給付金および外来手術治療給付金を合算して、 ● 1か月間: 10万円型の場合 10万円 20万円型の場合 20万円 30万円型の場合 30万円 ● 通算360万円	診療報酬点数 × I型の場合 1円 II型の場合 2円 III型の場合 3円
	外来 手術治療 給付金	病気または傷害の治療を目的とした公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術もしくは放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為、または輸血料の算定対象となる造血幹細胞移植を受けたとき		
(引受基準緩和型) 特定疾病保険料 払込免除特約		所定のがん、急性心筋梗塞、脳卒中のいずれかで所定の事由に該当した場合、以後の主契約および特約の保険料の払込みを免除します。 ※詳しくは、下表をご確認ください。		
健康割引特則		契約日からその日を含めて5年後の契約応当日(以下「5年後の契約応当日」とします)において所定の要件に該当する場合、以後の主契約および主契約に付加されている特約の保険料について割引されます。 ※詳しくは、P.10をご確認ください。		



## 「特定疾病保険料払込免除特約(引受基準緩和型)」の保険料払込の免除事由について

特定疾病	保険料払込の免除事由
がん	責任開始期以後、初めて(責任開始期の直前の5年間を通じて初めて)所定のがん(約款に定める悪性新生物)と医師により診断確定されたとき
急性心筋梗塞	<p>責任開始期以後、以下のいずれかに該当したとき</p> <p>①急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて30日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>②急性心筋梗塞を発病し、その治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術を受けたとき</p>
脳卒中	<p>責任開始期以後、以下のいずれかに該当したとき</p> <p>①脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて30日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>②脳卒中を発病し、その治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術を受けたとき</p>

## 保障内容に関する注意事項

給付金をお支払いできない場合の概要は「注意喚起情報」を、詳しくは「ご契約のしおり・約款」(給付金のお支払いなどについて)をご確認ください。

### ◆ **主契約** について

 <b>お支払いには制限があります</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 責任開始期前に発病した疾病を原因とする入院についても、責任開始期以後に、当該疾病の症状が悪化した場合など、所定の条件を満たしていれば給付金をお支払いします。ただし、責任開始期前に医師にすすめられていた入院については給付金をお支払いしません。</li><li>● 疾病入院給付金については、疾病により、1日以上入院を2回以上した場合には、それらの入院が同一の疾病によるものであるか否かにかかわらず、各入院について日数を合算し1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については新たな入院とします。</li><li>● 災害入院給付金については、不慮の事故により、1日以上入院を2回以上した場合には、それらの入院が同一の不慮の事故によるものであるか否かにかかわらず、各入院について日数を合算し1回の入院とみなします。ただし、災害入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については新たな入院とします。</li></ul>
 <b>お支払いできない場合があります</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故の場合や、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査で入院した場合などはお支払いの対象になりません。</li></ul>



### **被保険者が死亡した場合**

被保険者が死亡した場合、主契約、特約ともに保障は消滅します。保険料払込期間が有期のご契約で、保険料払込期間の満了後に被保険者が死亡された場合には、主契約の入院給付金日額の10倍と同額の返戻金(\*)を死亡時支払金受取人(死亡時支払金受取人が指定されていない場合は保険契約者)にお支払いします。**詳しくは「ご契約のしおり・約款」(ご契約後について)をご確認ください。なお、特約から返戻金のお支払いはありません。**


(\*) 保険料払込期間の満了日までの保険料が払い込まれていない場合は、未払込保険料を返戻金から差し引いてお支払いします。なお、返戻金が未払込保険料に不足するときは返戻金をお支払いしません。





## ◆「手術保障特約(引受基準緩和型)」について

<p> お支払いには制限があります</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 責任開始期前に発病した疾病を原因とする手術などについても、責任開始期以後に、当該疾病の症状が悪化した場合など、所定の条件を満たしていれば給付金をお支払いします。ただし、責任開始期前に医師にすすめられていた手術などについては給付金をお支払いしません。</li> <li>● 同一の日に複数回手術を受けた場合は、手術給付金の金額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金をお支払いします。</li> <li>● 「医科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている診療行為(*)」を受けられた場合、初日に受けられた診療行為のみが手術に該当し、お支払いの対象となります。</li> <li>● 「医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けられた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術(*)」を複数回受けられた場合、手術を受けられた日から14日間については、手術給付金の金額の高いいずれか1回の手術についてのみ手術給付金をお支払いします。</li> <li>● 放射線治療を複数回受けた場合の手術給付金のお支払いは60日に1回を限度とします。</li> </ul> <p>(*)手術を受けられた時点の医科診療報酬点数表が適用されます。</p>
<p> お支払いできない場合があります</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 以下の手術はお支払いの対象になりません。 傷の処理(創傷処理、デブリードマン)／切開術(皮膚、鼓膜)／骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術／抜歯手術／涙点プラグ挿入術／鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術／異物除去(外耳、鼻腔内)</li> <li>● 骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取手術について、その提供者と受容者が同一となる場合(自家移植)や臍帯血幹細胞の採取は、手術給付金のお支払いの対象になりません。</li> </ul>



## ◆「入院一時給付特約(引受基準緩和型)」について

<p> お支払いには制限があります</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 責任開始期前に発病した疾病を原因とする入院についても、責任開始期以後に、当該疾病の症状が悪化した場合など、所定の条件を満たしていれば給付金をお支払いします。ただし、責任開始期前に医師にすすめられていた入院については給付金をお支払いしません。</li> <li>● 入院を2回以上した場合で、疾病入院給付金または災害入院給付金の規定により1回の入院とみなされる場合は入院一時給付金のお支払いは1回です。</li> </ul>
---	--



## ◆「通院特約(引受基準緩和型)」について

<p> お支払いには制限があります</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 入院を2回以上した場合でそれらの入院が1回の入院とみなされるときや、入院開始時または入院中に異なる疾病または傷害の併発がある場合でそれぞれの事由について入院の必要があるときについても、通院一時給付金のお支払いは1回限りとします。</li> </ul>
<p> お支払いできない場合があります</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● つぎの場合は通院給付金を重複してお支払いしません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ お支払いの対象となる通院を同じ日に2回以上したとき</li> <li>・ 複数の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき</li> <li>・ 重複する通院対象期間中に通院をしたとき</li> </ul> </li> </ul>

## ◆「がん診断特約(引受基準緩和型)」について

 お支払いには制限があります	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2回目以降は、直前のがん診断給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、この特約の責任開始期以後に診断確定されたがんを直接の原因として、そのがんの治療を目的とした入院を開始した場合に、がん診断給付金をお支払いします。</li> <li>●直前のがん診断給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて2年を経過した日の翌日を含んで継続してがん診断給付金のお支払いの対象となる入院をされた場合は、その2年を経過した日の翌日を入院開始日とみなして、がん診断給付金をお支払いします。</li> </ul>
 お支払いできない場合があります	<ul style="list-style-type: none"> <li>●告知の前(主契約の責任開始期の直前5年間)、または告知の時から本特約の責任開始期の前日(主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内)までにかん(上皮内がんを含みます)と診断確定されていた場合は、給付金をお支払いしません。この場合、本特約は無効になります。(*)</li> </ul>



## ◆「抗がん剤治療特約(引受基準緩和型)」について

 お支払いには制限があります	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お支払いの対象となる「抗がん剤」とは、被保険者が診断確定されたがんの治療を目的として被保険者に投薬または処方された時点において厚生労働大臣の承認を受けている医薬品のうち、つぎの(1)および(2)のいずれにも該当する医薬品をいいます。           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効果または効果が認められたこと</li> <li>(2)世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、L01(抗悪性腫瘍薬)、L02(内分泌療法)、L03(免疫賦活薬)、L04(免疫抑制薬)またはV10(治療用放射性医薬品)に分類されること</li> </ul> </li> <li>●薬剤料が算定されず、かつ、処方せん料が算定される通院をされた場合でも、抗がん剤の支給を受けていないときは、抗がん剤治療給付金をお支払いしません。</li> <li>●お支払いの対象となる入院または通院を同月中に2回以上された場合は、その月の最初の入院日または通院日を抗がん剤治療給付金の支払事由に該当した日とみなします。</li> </ul>
 お支払いできない場合があります	<ul style="list-style-type: none"> <li>●告知の前(主契約の責任開始期の直前5年間)、または告知の時から本特約の責任開始期の前日(主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内)までにかん(上皮内がんを含みます)と診断確定されていた場合は、給付金をお支払いしません。この場合、本特約は無効になります。(*)</li> </ul>

(\*)責任開始期前のがん診断確定による無効の場合

- がん診断特約(引受基準緩和型)および抗がん剤治療特約(引受基準緩和型)については、被保険者が主契約の責任開始期の5年前からこれらの特約の責任開始期の前日までにかんと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っているとないにもかかわらず、特約は無効となり、給付金のお支払いはできません。
- 特約が無効となった場合、すでにお払い込みいただいた特約の保険料の取り扱いは以下のとおりとなります。
  - ・告知の前にかんと診断確定されていた場合
    - ①その事実を保険契約者および被保険者がいずれも知らなかったときは、払い戻します。
    - ②その事実を保険契約者または被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
  - ・告知の時から特約の責任開始期の前日までにかんと診断確定されていた場合、払い戻します。

## ◆「先進医療特約(引受基準緩和型)」について


 お支払いには制限があります	<ul style="list-style-type: none"> <li>●責任開始期前に発病した疾病を原因とする先進医療による療養についても、責任開始期以後に、当該疾病の症状が悪化した場合など、所定の条件を満たしていれば給付金をお支払いします。ただし、責任開始期前に医師にすすめられていた先進医療による療養については給付金をお支払いしません。</li> <li>●厚生労働省告示に定める先進医療による療養を、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所で受けた場合にお支払いの対象となります。</li> </ul>
 お支払いできない場合があります	<ul style="list-style-type: none"> <li>●療養を受けた時点で先進医療に該当しない場合はお支払いの対象になりません。</li> <li>●先進医療に該当する医療技術には、それぞれ適応症(対象となる疾患・症状など)が定められています。医療行為、医療機関および適応症などによっては、先進医療給付金のお支払いの対象にならないことがあります。</li> </ul>

※同一の被保険者において、ネオファースト生命の先進医療特約および先進医療特約(引受基準緩和型)との重複加入はできません。



## ◆「治療保障特約(引受基準緩和型)」について


### 【入院治療給付金】

 <b>お支払いできない場合があります</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 責任開始期前に発病した疾病を原因とする入院についても、責任開始期以後に、当該疾病の症状が悪化した場合など、所定の条件を満たしていれば給付金をお支払いします。ただし、責任開始期前に医師にすすめられていた入院については給付金をお支払いしません。</li> </ul>
--	--

※短期の海外旅行中に入院した場合などで、公的医療保険制度における保険給付の対象となる入院をしたにもかかわらず、診療報酬点数が算定されない場合の給付金額は、下表のとおりとします。

型	I型	II型	III型
給付金額	入院日数×1,700円	入院日数×3,300円	入院日数×5,000円

### 【外来手術治療給付金】


 <b>お支払いできない場合があります</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 責任開始期前に発病した疾病を原因とする手術などについても、責任開始期以後に、当該疾病の症状が悪化した場合など、所定の条件を満たしていれば給付金をお支払いします。ただし、責任開始期前に医師にすすめられていた手術などについては給付金をお支払いしません。</li> <li>● 以下の手術はお支払いの対象になりません。 傷の処理(創傷処理、デブリードマン)／切開術(皮膚、鼓膜)／骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術／抜歯手術／涙点プラグ挿入術／鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術／異物除去(外耳、鼻腔内)</li> </ul>
--	---

※短期の海外旅行中に手術した場合などで、公的医療保険制度における保険給付の対象となる入院を伴わない手術をしたにもかかわらず、診療報酬点数が算定されない場合の給付金額は、下表のとおりとします。

型	I型	II型	III型
給付金額	1,700円	3,300円	5,000円

※同一の被保険者において、ネオファースト生命の治療保障特約、治療保障特約(引受基準緩和型)および無解約返戻金型治療保障保険との重複加入はできません。

## ◆「特定疾病保険料払込免除特約(引受基準緩和型)」について

 <b>保険料払込の免除には制限があります</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上皮内がん等(非浸潤がん・大腸の粘膜内がんを含みます)は保険料払込の免除の対象になりません。</li> <li>● 本特約の責任開始期の直前の5年間にすでにがんと診断確定されていたときは、本特約の責任開始期以後に新たにがんと診断確定されても、保険料の払込みは免除しません。この場合、90日経過後にがんと診断確定された場合でも、責任開始日から90日以内に診断確定されたがんの再発・転移等と認められるときは、保険料の払込みは免除しません。</li> <li>● 主契約の責任開始期から直前5年間、または主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内に所定のがんと診断確定された場合、保険料の払込みは免除しません。</li> <li>● 保険料払込の免除の対象となる手術とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為をいいます。</li> </ul>
--	---

## 指定代理請求制度

被保険者が給付金等を請求できない特別な事情がある場合は、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人よりご請求いただくことができます。

# 3

## ご契約の引受条件

ご契約にあたっては以下の条件があります。

### ◆契約年齢

契約年齢	20歳～80歳(満年齢)
------	--------------

### ◆保険期間・保険料払込期間

主契約・特約	保険期間	保険料払込期間
無解約返戻金型終身医療保険(引受基準緩和型)〈主契約〉 手術保障特約(引受基準緩和型) 入院一時給付特約(引受基準緩和型) 通院特約(引受基準緩和型) がん診断特約(引受基準緩和型) 抗がん剤治療特約(引受基準緩和型) 特定疾病保険料払込免除特約(引受基準緩和型)	終身	終身、 60歳・65歳払済
先進医療特約(引受基準緩和型) 治療保障特約(引受基準緩和型)	10年	10年

※特約および特則については、中途付加・中途適用の取り扱いはありません。

### ◆「治療保障特約(引受基準緩和型)」の特約の型・支払限度の型の変更について

治療保障特約(引受基準緩和型)の特約の型は、更新時に限り、以下の取扱範囲で変更することができます。

変更前	Ⅱ型	Ⅲ型
変更後	I型	I型またはⅡ型

治療保障特約(引受基準緩和型)の支払限度の型は、更新時に限り、以下の取扱範囲で変更することができます。

変更前	20万円型	30万円型
変更後	10万円型	10万円型または20万円型

※特約の型および支払限度の型は更新時にのみ変更することができます。なお、I型からⅡ型、10万円型から20万円型など、増額となる型の変更については取り扱いできません。

# 4

## 保険料の払込み

保険料の払込方法、払込経路は以下からお選びいただけます。

保険料払込方法	月払・年払 ※半年払、保険料の前納の取り扱いはありません。
保険料払込経路	第1回保険料：クレジットカードによる払込み 第2回以後の保険料：クレジットカードによる払込み ※ご加入後、払込経路変更のお手続きにより「指定口座からの自動振替による払込み」もご選択いただけます。

※主契約の保険料払込期間が有期の場合、主契約の保険料払込期間満了後における先進医療特約(引受基準緩和型)の保険料の払込方法は年払となります。ただし、主契約の保険料払込期間満了日の翌日にこの特約が治療保障特約(引受基準緩和型)とあわせて付加されている場合には、月払も取り扱います。

### ◆健康割引特則

契約日から5年後の契約応当日において、つぎのいずれにも該当する場合、健康割引特則を適用して以後の保険料について所定の割り引きを適用します。

- 契約日から5年後の契約応当日の前日までに、疾病入院給付金の支払われる入院がないか、または疾病入院給付金の支払われる入院の日数が通算して5日未満であること
- 契約日から5年後の契約応当日の前日までに、災害入院給付金の支払われる入院がないか、または災害入院給付金の支払われる入院の日数が通算して5日未満であること

※変更後の保険料は契約日における年齢を基準に計算します。

※特則適用後に、契約日から5年以内の入院について給付金の請求があり、上記の条件に該当しないこととなった場合には、特則の適用はなかったものとして保険料を特則適用前のものに改めます。

### ◆保険料払込免除について

特定疾病保険料払込免除特約(引受基準緩和型)を付加し、特定疾病で所定の事由に該当した場合、以後の保険料(主契約に付加されている特約の保険料も含みます)の払込みを免除します。なお、この特約を付加した場合、主契約および特約の保険料は付加しない場合の保険料に比べ高くなります。

保険料払込の免除事由について、詳しくは、P.4 をご確認ください。

※保険料払込免除後のご契約は、保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

※保険料の払込みが免除された場合、以後の給付金額の減額など所定のご契約内容変更については取り扱いません。

※保険料の払込みが免除された場合でも、主契約の保険料払込期間の満了後にご契約が解約されたとき、または被保険者が死亡されたときは、主契約の入院給付金日額の10倍と同額の返戻金があります。

## 5

# 特約の自動更新

- 先進医療特約(引受基準緩和型)および治療保障特約(引受基準緩和型)については、各特約の保険期間満了日の2か月前までに継続しない旨のお申し出がないときには、被保険者の健康状態にかかわらず、告知や診査なしで、特約の保険期間満了日の翌日に自動更新されます。
- 特約の自動更新をご希望にならない場合は、特約の保険期間満了日の2か月前までに、ネオファースト生命までその旨をお申し出ください。
- 更新後の保険期間は、更新前の保険期間(10年)と同一となります。ただし、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が91歳以上となる場合は、保険期間および保険料払込期間を終身として更新します。
- 保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率によって新たに定めます。通常、同一の保障内容で更新される場合であっても、更新後の保険料は更新前より高くなります。
- 特約は更新日時点の規定を適用します。
- 給付金の支払限度などについては、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
- 更新日にネオファースト生命がこの特約の付加を取り扱っていない場合には、更新を取り扱わないか、この特約にかえて、所定の特約により更新とみなして取り扱うことがあります。
- 保険料の払込みが免除された場合も同様に、各特約は自動更新されます。

## 6

# 解約返戻金

保険料払込期間が有期の場合で、主契約のすべての保険料払込が完了している場合に解約返戻金があります。

保険料払込期間中	解約返戻金はありません。
保険料払込期間満了後	主契約の入院給付金日額の10倍と同額の解約返戻金があります。

※主契約の保険料払込期間が終身のご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※特約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※本商品は、解約に際して支払う金額を抑制するしくみで保険料を計算しています。

※保険料の払込みが免除された場合でも、主契約の保険料払込期間満了後にご契約を解約されたときは、主契約の入院給付金日額の10倍と同額の解約返戻金があります。

# 7

## 契約者配当金

契約者配当金はありません。

# 8

## その他留意事項

◆契約者貸付、保険料の自動貸付、保険契約の復活の取り扱いはありません。

◆給付金のお支払いなどができない場合

「免責事由に該当した場合」「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」「詐欺による取消しの場合」「不法取得目的によるご契約の無効の場合」など、給付金のお支払いなどができない場合があります。

◆相談・照会・苦情の窓口について

「注意喚起情報」の **10** 相談・照会・苦情の窓口 **P.18** をご確認ください。

◆一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」について

本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

詳しくは、「注意喚起情報」の **10** 相談・照会・苦情の窓口 指定紛争解決機関について **P.18** をご確認ください。



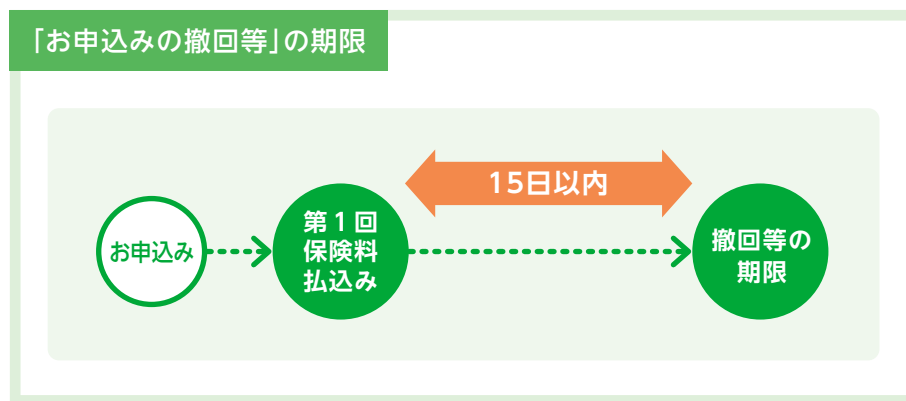


# 重要事項説明書 (注意喚起情報)

- お申込みに際して、特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「契約概要」「ご契約のしおり・約款」に記載していますので必ずご確認ください。

## 1 クーリング・オフ(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)

- お申込者または保険契約者(以下「申込者等」といいます)は、**ご契約の申込日または第1回保険料をお払い込みいただいた日(\*)のいずれか遅い日から、その日を含めて15日以内**であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。



(\*)クレジットカード決済が完了したときに、第1回保険料をお払い込みいただいたものとします。

### ◆「お申込みの撤回等」の方法

お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により上記期間内にネオファースト生命あて発信してください。書面に記載いただく内容については「ご契約のしおり・約款」(クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)について)をご確認ください。

### ◆「お申込みの撤回等」ができない場合

債務履行の担保のための保険契約であるなど、お申込みの撤回等を行うことができない場合があります。

## 2

## 健康状態などの告知

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。ネオファースト生命では、保険契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態などに応じてご契約のお引受けの判断を行っています。したがって、ご契約のお申込みに際して、過去の傷病歴、現在の健康状態、職業などについての質問事項に対して、事実をありのまま正確にもれなく告知していただく義務(告知義務)があります(告知していただいた内容によっては、ご契約をお断りさせていただくこともあります)。
- ご契約をお引き受けするかどうかを決めるための重要なことならについておたずねします。**健康状態など、告知書などでおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなく告知してください。**
- 生命保険募集人(募集代理店を含みます)に口頭でお話しいただいても、告知したことはありません。また、生命保険募集人(募集代理店を含みます)は告知の要否は判断できません。告知に関するご質問は、ネオファースト生命にご確認いただく必要があります。
- ネオファースト生命の確認担当社員またはネオファースト生命が委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後または給付金のご請求の際、ご契約のお申込み内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。

### ◆傷病歴などがある場合

傷病歴などを告知された場合には、追加の詳しい告知などが必要となる場合があります。お申込み内容どおりお引き受けすることもありますがお断りすることもあります。



### 告知内容が事実と相違する場合

- 告知書などの質問事項について、以下の項目に該当する場合には**「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。**
  - 故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき
  - 責任開始日から2年を経過していても、給付金の支払事由や保険料払込の免除事由が2年以内に発生していた場合
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料払込の免除事由が発生していても、保険料の払込みを免除することはできません。
- ご契約または特約が解除される場合で、すでに給付金をお支払いしている場合には、その金額をネオファースト生命にお返しいただきます。また、すでに保険料の払込みを免除している場合には、その免除はなかったものとして取り扱います。
- 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金のお支払いや保険料払込の免除ができないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取消しとなる場合があります。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

### ◆現在のご契約の見直しを行う場合

現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約をご検討の方は以下の事項にご留意ください。

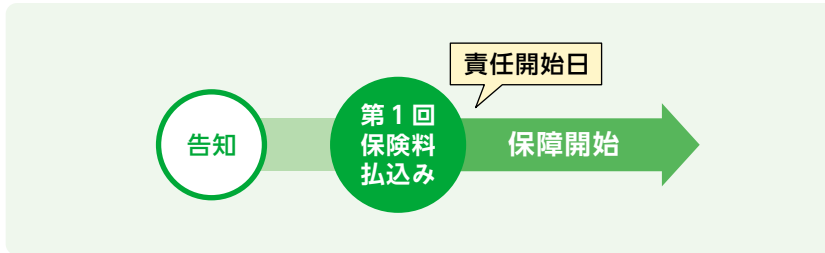
- 一般の契約と同様に告知義務があります。現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約の場合には、新たなご契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- **告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約をお引き受けできなかつたり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消しとなることもあります。**

# 3

## 責任開始期(保障の開始時期)

ご契約のお引受けをネオファースト生命が承諾した場合には、以下の時から保障が開始されます。

◆告知が行われた時または第1回保険料をネオファースト生命が受け取った時(\*)のいずれか遅い時



(\*)クレジットカード決済が完了したときに、第1回保険料をお払い込みいただいたものとします。

※生命保険募集人は、お客さまとネオファースト生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してネオファースト生命が承諾したときに有効に成立します。

# 4

## 給付金のお支払いなどができない場合

以下のような場合など、給付金のお支払いなどができない場合があります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

### ◆責任開始期前の発病等

責任開始期前に発生した疾病や、責任開始期前の不慮の事故等を原因とする場合

※責任開始期前に発病した疾病を原因とする場合でも、責任開始期以後にその症状が悪化したことまたはその疾病と医学上重要な関係にある疾病を発病したことにより入院などの必要がご契約前後を通じて初めて生じた場合は、給付金をお支払いします(がん診断特約(引受基準緩和型)および抗がん剤治療特約(引受基準緩和型)は除きます)。ただし、責任開始期前に医師からその入院などをすすめられていたとき等は、給付金をお支払いできません。

### ◆告知義務違反による解除

告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合

### ◆重大事由による解除

給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約または特約が解除された場合

### ◆失効後の保険事故

保険料の払込みがなく、ご契約が失効した場合

### ◆詐欺による取消し・不法取得目的による無効

保険契約について詐欺によりご契約が取消しとなった場合や、給付金の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合

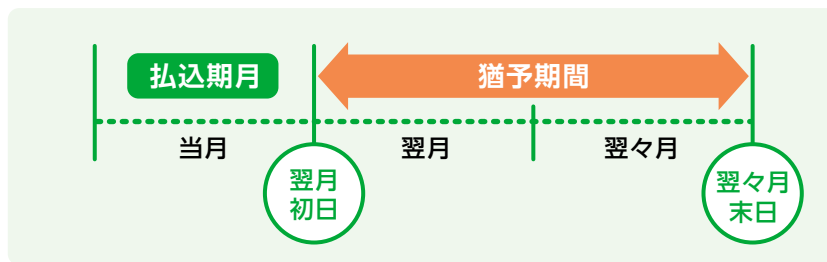
# 5

## 払込猶予期間・失効

- 保険料は払込期月（保険料をお支払いいただく月）内にお支払いください。払込期月内に払込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 第2回以後の保険料の払込みには以下のとおり猶予期間があります。**猶予期間中にも払込みがない場合、ご契約は効力を失います。**なお、本商品には、**失効したご契約の復活の取り扱い、保険料の自動貸付の取り扱いはありません。**

猶予期間
払込期月の翌月初日から翌々月末日まで

※払込期月とは、契約応当日の属する月の初日から末日まで（契約日に関する特則が適用されている契約の第2回保険料については契約応当日の属する月の初日から翌月末日まで）のことをいいます。



# 6

## 解約と解約返戻金

保険料払込期間が有期の場合で、主契約のすべての保険料払込が完了している場合に解約返戻金があります。

保険料払込期間中	解約返戻金はありません。
保険料払込期間満了後	主契約の入院給付金日額の10倍と同額の解約返戻金があります。

※主契約の保険料払込期間が終身のご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※特約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※保険料の払込みが免除された場合でも、主契約の保険料払込期間満了後にご契約を解約されたときは、主契約の入院給付金日額の10倍と同額の解約返戻金があります。

# 7

## 現在のご契約の見直し

現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申込みをご検討されている方は、特に以下の点にご注意ください。

- 解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額（減額の場合は減額部分に対応する保険料）よりも少なくなるか、もしくは**解約返戻金がない場合があります。**
- 新たなご契約は、**被保険者の健康状態によっては、ご契約をお断りする場合があります。**
- 新たなご契約の保険料は、新たなご契約時点での被保険者の年齢で計算されます。また、保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、現在のご契約と新たなご契約で異なることがあります。たとえば、予定利率が引き下げられることによって主契約などの**保険料が引き上げられる場合があります。**
- 新たなご契約は告知義務違反による解除、責任開始期前の発病など、給付金をお支払いできない場合があります。

## 8

# 給付金の支払事由等が生じた場合

- お客さまからのご請求に応じて給付金のお支払い等を行う必要がありますので、給付金の支払事由等が生じた場合だけでなく、**お支払い等の可能性があると思われる場合やご不明な点が生じた場合についても、すみやかにネオファースト生命コンタクトセンターにご連絡ください。**

### ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター



**0120-226-201**



9:00～19:00 (土曜日は17:00まで)  
※日・祝日を除く



**Webサイト** <http://neofirst.co.jp>

- 支払事由等が発生する事象、ご請求手続き、給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」にも記載していますのであわせてご確認ください。
- ネオファースト生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、保険契約者のご住所などを変更された場合には必ずご連絡ください。
- 給付金の支払事由等が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては複数の給付金の支払事由等に該当することがありますのでご不明な点がある場合にはご連絡ください。
- 被保険者が給付金等をご請求できない特別な事情がある場合、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 指定代理請求人に対し、支払事由等および代理請求できる旨、お伝えください。

## 9

# 保険会社が破たんした場合など

- ネオファースト生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破たんに陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られますが、ご契約時にお約束した給付金額の削減など、契約条件を変更することがあります。
- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額が削減されることがあります。

### ▶生命保険契約者保護機構



**03-3286-2820**



[月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00  
※祝日・年末年始を除く



**Webサイト** <http://www.seihohogo.jp/>



- 生命保険のお手続き(ご契約内容の変更など)やご契約に関する苦情・相談につきましては、ネオファースト生命コンタクトセンターへご連絡ください。

#### ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

**0120-312-201**

9:00～19:00(土曜日は17:00まで)

※日・祝日を除く

Webサイト

<http://neofirst.co.jp>

#### 指定紛争解決機関について

- 本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

#### ≫一般社団法人 生命保険協会

Webサイト


<http://www.seiho.or.jp/>


# Web ご契約のしおり・約款のご案内


ネオファースト生命のWebサイトで


➤「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

## 「Webご契約のしおり・約款」の3つのメリット



- 

いつでもパソコンやスマートフォンでご覧いただけます。
- 

紛失の心配がありません。
- 

キーワード検索で簡単に検索できます。

## ➤ ご確認方法

**STEP 1** ネオファースト生命のWebサイト <<http://neofirst.co.jp>>へアクセス

**STEP 2** トップページのご契約のしおり・約款 をクリック

**STEP 3** 「商品名」から該当の「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。  
ご契約成立後に送付される「保険証券」の最終ページに記載のあるQRコードより直接アクセスいただくことも可能です。

- 「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項について記載したものです。**必ず内容をご確認ください。**
- 「Webご契約のしおり・約款」はPDF形式で閲覧、ダウンロード、保存することができます。
- 冊子の受領を希望される場合は、ネオファースト生命までご連絡ください。

[募集代理店]

[引受保険会社]

## ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウイズタワー

<Webサイト>

<http://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命

検索

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター



# 0120-581-201

[受付時間] 9:00~19:00(土曜日は17:00まで) 日・祝日を除く